

# 平成29年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

## 1. 助成制度の対象者

事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した各都道府県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し、導入助成事業を実施した都道府県トラック協会を本助成制度の対象者とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

## 2. 予算及び対象台数

2億円 4,000台

## 3. 助成対象装置

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

## 4. 助成額

- （1）全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/4  
1車両あたり上限5万円
- （2）都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

※国の補助金との併用は妨げない。

## 5. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

別添の「平成29年度衝突被害軽減ブレーキ装置助成事業協会別交付限度額」のとおりとする。

## 6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、平成29年4月1日～平成30年3月16日までとする。

※なお、上記期間内であっても、各都道府県トラック協会への交付限度額に達した場合は、その時点で当該トラック協会の申請受付を終了するものとする。

## 7. 留意事項

### (1) 助成対象装置について（交付要綱第2条関係）

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の補助対象装置と同一のものであること。

### (2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）、リースいずれについても会員事業者が、平成29年度の実施期間内に事業用トラックに新たに搭載した装置について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、各協会へ交付する。

### (3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

装置の取得価格の1/4（上限5万円）を助成額とする。

値引き等があった場合はその価格を取得価格とする。

なお、装置の取得価格が車両全体の価格に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該装置搭載車両の販売会社へ、装置取得価格のわかる書類の発行を依頼するよう求めること。

### (4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国交省においても予算措置がされているが、国の補助金との併用は妨げない。

### (5) 装置の装着確認について

装置の装着確認方法は、自動車検査証の備考欄への当該装置が搭載されていることの記載、または、様式1の「搭載証明書」<sup>※1</sup>で確認すること。なお、これらで装着が確認できない場合には、別途自動車製作者から全ト協へ提出される型式一覧表<sup>※2</sup>を確認するとともに、当該装置が搭載されていることが確認できる書類（例：注文書・見積書・請求書・領収書の写し）の提出を求めることができる。

また、当該自動車の自動車検査証により車両総重量3.5トン以上8トン未満であることも併せて確認すること。

※1：様式1の「搭載証明書」は、自動車製作者もしくは自動車販売会社等が発行するもので、全ト協より各自動車製作者へ発行について依頼している。

※2：型式一覧表は、各都道府県トラック協会にも通知することとする。

### (6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日までとし、別に定める実績報告書は、様式2「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。なお、当該実績報告書には、衝突被害軽減ブレーキ装置内訳書（様式2の2）の添付を必要とする。この際、全ト協への確認書類の添付は求めないが、各都道府県トラック協会においては、下表の確認書類を取得すること。

なお、年度末の提出期限は、別途連絡することとする。

【表】

確認事項		確認書類
1	中小企業者である確認	事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ
2	車両総重量の確認	自動車検査証（写）
3	装着確認	① 自動車検査証（写） ② 搭載証明書（様式1） ※発行者は自動車製作者または自動車販売会社等 ③ ①または②で確認できない場合には、装置の装着が確認できる書類
4	取得価格の確認	見積書・請求書・領収書等当該装置の取得価格がわかるもの ※写しでも可
5	支払い等の確認	領収証（写）または割賦販売契約書（写）
6	リースの場合の確認	リース契約書（写） ※車台番号や登録番号が記載されたものを添付すること。なお、リース契約書に車台番号等車両を特定できる記号等記載が無い場合は、借受証やリース自動車検収完了証等を併せて添付すること。

#### （7）助成金の交付について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める助成金の交付は、前号の実績報告書（助成金交付請求書）に基づき、原則として、翌月末日支払うこととする（土日祝日にあたる場合は、その後の平日）。

以上